様式1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| 処 | 分の名称 | せり人の登録 |
|-----------|-------------------------------------|--|
| 根拠条例·規則等名 | | さいたま市食肉中央卸売市場業務規程 |
| 条項 | | 第15条第1項 |
| 所 | 管 部 課 | 経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場(電話:048-644-2929) |
| 審査基準 | 基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由) | 次に該当する場合は許可しない。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 登録の取消の日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (4) 売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。 (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。 ア 卸売市場関係法令、常識問題の試験において70点未満のとき。 イ 6ヶ月間のせり見習いを終了していないとき。 (6) 登録申請書又はその他添付書類虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。 |
| | 設定等年月日 | 平成13年5月1日設定 令和2年6月21日最終改正 |
| 標準処理期 | 期 間 (未設定の場 合はその理 由) | 30日 |
| 間 | 設定等年月日 | 平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正 |
| | 備考 | 添付書類 (1) 履歴書 (2) 戸籍抄本 (3) 市区町村長の発行する身分証明書 (4) 写真(上半身、正面写名刺型) |